

戸田市保育料徴収基準額表（令和7年度）

上段（全）／全額 児童が1人入所している場合の額
下段（半）／半額 児童が2人以上入所している場合などの1/2の額（備考1、2）

世帯階層区分	所得などの状況・世帯階層区分の定義		保育料（月額）		
			3歳未満児クラス		3歳以上児クラス
			保育標準時間	保育短時間	
第 1	生活保護法による被保護世帯 里親が教育・保育給付認定保護者等である世帯		円 0	円 0	幼児教育・保育無償化により0円 ※給食費、延長保育料は対象外
第 2	市町村民税非課税世帯		0	0	
第 3	均等割の額のみ （所得割の額のない世帯）	全	7,600	7,400	
		半	3,800	3,700	
第 4	48,600円未満	全	9,500	9,300	
		半	4,750	4,650	
第 5	48,600円以上 58,800円未満	全	12,500	12,200	
		半	6,250	6,100	
第 6	58,800円以上 77,101円未満	全	19,500	19,100	
		半	9,750 (9,000)	9,550 (9,000)	
	77,101円以上 97,000円未満	全	19,500	19,100	
		半	9,750	9,550	
第 7	97,000円以上 132,600円未満	全	31,000	30,400	
		半	15,500	15,200	
第 8	132,600円以上 169,000円未満	全	44,000	43,200	
		半	22,000	21,600	
第 9	169,000円以上 202,000円未満	全	52,000	51,100	
		半	26,000	25,550	
第 10	202,000円以上 235,000円未満	全	54,000	53,000	
		半	27,000	26,500	
第 11	235,000円以上 268,000円未満	全	56,000	55,000	
		半	28,000	27,500	
第 12	268,000円以上 301,000円未満	全	58,000	57,000	
		半	29,000	28,500	
第 13	301,000円以上 333,000円未満	全	60,000	58,900	
		半	30,000	29,450	
第 14	333,000円以上 365,000円未満	全	62,000	60,900	
		半	31,000	30,450	
第 15	365,000円以上 397,000円未満	全	64,000	62,900	
		半	32,000	31,450	
第 16	397,000円以上	全	66,000	64,800	
		半	33,000	32,400	

※カッコ内はひとり親世帯等（ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯）

- 備考1 同一世帯から2人以上の児童が、該当する保育施設、幼稚園、認定こども園及び企業主導型保育所等に入所している場合、第2子の児童に係る保育料は半額、第3子以降の児童に係る保育料は無料となります。
- 2 保護者の市民税所得割額が一定以下の場合で、保護者と生計が同一の多子世帯については上の子の年齢にかかわらず、在籍園児の保育料が第2子半額、第3子以降無料となり、ひとり親世帯等（ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯）については、在籍園児の保育料が第1子が半額以下、第2子以降無料となります。
- 3 祖父母同居世帯の保育料については、同居祖父母等が家計の主宰者と認められる場合には、その祖父母の課税状況により保育料を決定します。家計の主宰者である祖父母以外は、税額合算対象から除外します。詳細は戸田市役所保育幼稚園課のホームページをご覧ください。
- 4 税額については、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等を控除する前の額から算出します。
- 5 保育標準時間とは1日11時間まで保育の利用が可能となる認定区分であり、保育短時間とは1日8時間まで保育の利用が可能となる認定区分となります。
- 6 3歳未満児として保育を受けた児童の保育料は、当該児童がその年度中に年齢が3歳に達しても、その年度中は当初の3歳未満児の保育料になります。
- 7 4月分から8月分の保育料については、入所年度の前年度、9月分から3月分の保育料については、入所年度の課税状況を基に算定します。
- 8 指定都市に住所を有していた世帯については、平成30年度から指定都市で課税された場合の市町村民税の税率が8%となるため、戸田市の区域内に住所を有する者とみなして（市町村民税率を6%とみなす。）、保育料を算定します。

※ 備考1に該当する場合は、「在園証明書」等が必要となる場合があります。